

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇人委規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

### ◇人委告示

選考により採用又は昇任させる職の一部改正

## 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

### 鳥取県人事委員会規則第三号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「総務課の」の下に「企画係長及び」を、「生涯学習課の」の下に「指導主事及び」を加え、「並びに体育保健課」を、「体育保健課」に改め、「体育主事」の下に「並びに国民体育大会推進室の体育主事」を加え、同条第二項第二号中「及び社会教育主事」を、「指導主事及び社会教育主事」に改める。

第四条第一項第五号中「次長」の下に「及び参事」を加える。

### 附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の地方機関の項中

係	長	係	長
係	長	係	長
係	長	係	長
係	長	係	長

専修職業訓練校	
高等技術専門校	

課	長	課	長
課	長	課	長
課	長	課	長

に改め、同表知事の事務部局

の地方機関の共通の項中

保母を保父母に改め、同表教育委員

員会事務局及び教育機関の教育委員会事務局の本庁の項中

課長補佐課長	室長	係長	主任
課長補佐課長	室長	係長	主任

補佐課長	長
長	課
長	課

課長補佐課長補佐課	長課	長
室長補佐室長補佐	国民体育国民体育	国民体育
国民体育国民体育	大会推進大会推進	大会推進
大会推進大会推進	室の室長室の室長	室の室長

を

室の室長室の室長	事
以外の室以外の室	
長	
係長	
主任	

に改める。

別表第六知事の事務部局の本庁の項中

課次	長
長	
課次	長
参	長
事	長

改める。

附則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

鳥取県人事委員会規則第五号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一皆成学園の項(1)中「保母」の下に「及び保父」を加え、同項(2)中「及び保母」を「保母及び保父」に改め、同項(3)中「保母」の下に「及び保父」を加え、同項(4)中「及び保母」を「保母及び保父」に改め、同表積善学園の項(1)及び(2)中「及び保母」を「保母及び保父」に改め、同表皆生小児療育センターの項(1)及び鳥取療育園の項(1)中「保母」の下に「保父」を加える。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の地方機関の項中

「専修職業訓練校」を

「高等

技術専門学校

」に改め、同表教育委員会事務局及び教育機関の教育委員会

事務局の本庁の項中

課

長

を

課 長  
国民体育大会推進  
室の室長

に

改める。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第七号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年二月鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

五 初任者研修の指導教員 実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について初任者に対する指導及び助言を行う一週間の時間数

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表六級の項中「健康対策課」を「衛生環境部の参事、健康対策課」に改める。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規

則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の本庁の項中「専修職業訓練校」校長 次長

を「高等技術専門校」校長 総務課長

に改め、同表教育委員会の事務部局等の教育委員会事務局の本庁の項中「課長」の下に「国民体育大会推進室長」を、「課長補佐」の下に「室長補佐」を加え、同表の備考7の次に次のように加える。

8 この表の教育委員会事務局の項中「室長補佐」とは、室長補佐のうち庶務に関する事務を行う室長補佐をいう。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号(選考により採用又は昇任させる職について)の一部を次のとおり改正し、平成三年四月一日から施行する。

平成三年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

第一項中「保母の職」の下に「、保父の職」を加える。